

10月から「つぐいす」色に！

# 新しい国民健康保険被保険者証を送付します

☎ 国保年金課  
055(948)2905

## ■新しい保険証の概要

10月1日(火)から、保険証が藤色からうぐいす色に変わります。10月以降、病院などでは必ず新しい保険証を窓口で提示してください。保険証は9月下旬に世帯主あてに郵送します。  
また、令和2年8月から保険証と高齢受給者証が一体化となるため、今回送付する保険証から、有効期限が7月31日に変更となります。

## 健康保険が変わったときは手続きを

退職などによる国保加入時や、職場の健康保険加入などによる国保脱退時は、国保年金課への届出が必要です。忘れずに届出をしてください。

会社が国保の加入・脱退の届出をしてくれることはありません。

### ■届出先

国保年金課(伊豆長岡庁舎)  
※菫山・大仁支所では手続きできません。

### ■届出に必要なもの

- ▼国保に加入するとき  
健康保険等脱退連絡票(勤務先で入手)・新しい健康保険証でも可)・国民健康保険被保険者証
- ▼国保を脱退するとき  
健康保険等加入連絡票(勤務先で入手)・新しい健康保険証でも可)・国民健康保険被保険者証
- ▼加入・脱退共通  
マイナンバーカード(通知カード)、窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など)

### ■新旧保険証の取り扱い

新しい保険証が届いたら、氏名・生年月日・有効期限などを確認し、台紙からはがしてお使いください。古い保険証は、10月1日(火)以降、個人情報保護法に基づき破棄してください。

※令和2年7月31日までに後期高齢者医療保険に移行した場合は、75歳を迎える誕生日の前日が有効期限となります。

# 新しいごみ焼却場の落札者が決定しました

☎ 廃棄物対策課 ☎ 055-949-6805

伊豆市・伊豆の国市共同で建設する新しいごみ焼却場の落札者が決定しました。設計・建設から20年間の運営・維持管理を含めた事業費と財源(事業費の内訳)は、次のとおりです。

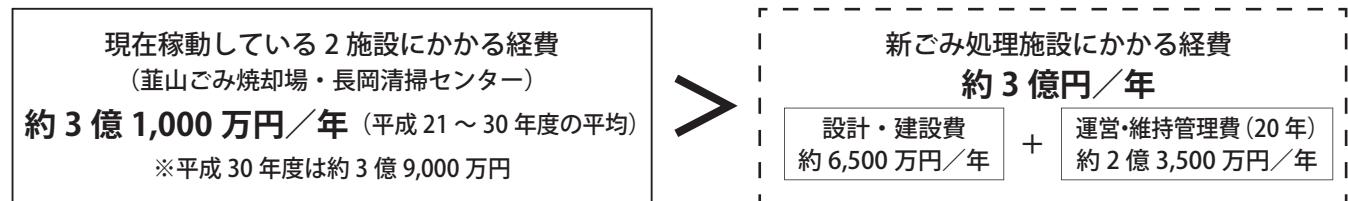
落札者 **桜グループ**  
(代表企業:荏原環境プラント(株)東日本営業部)  
落札金額 約187億円(税率8%で計算)

## ●財源(事業費内訳)

設計・建設費 約101億円 環境省交付金約29億円を除く約72億円を2市が負担します。本市分約40億円のうち、一般財源で負担する金額は約13億円です。

環境省交付金 約29億円	伊豆市負担金 約32億円	本市負担金 約40億円(合併特例債を起債) 合併特例債による交付税措置 約27億円	一般財源 約13億円
-----------------	-----------------	---	---------------

運営・維持管理費(20年間) 約86億円 全額を2市が負担します。本市分は約47億円(約2億3,500万円/年)となる見込みです。



※設計・建設費を含めても、新ごみ処理施設にかかる経費は、現在稼働している2施設にかかる経費よりも安くなります。

## 新しい子ども医療費受給者証を送付します

現在お使いの子ども医療費受給者証の有効期限は9月30日(月)までです。9月下旬に新しい受給者証を郵送予定です。10月1日(火)からは、新しい受給者証をお使いください。

☎ 保健福祉・子ども・子育て相談センター  
0558-76-8008

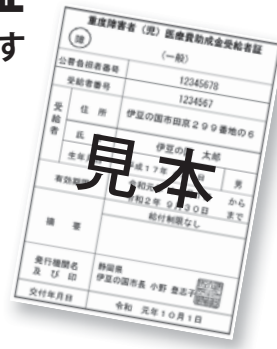


## 新しい重度障害者(児)医療費助成金受給者証を送付します

現在お持ちの重度障害者(児)医療費助成金受給者証の有効期限は9月30日(月)までです。10月1日(火)から使用する受給者証は、受給要件の確認後、9月下旬に郵送します。

また、加入医療保険、振込先金融機関、住所、指名に変更があった場合は、変更手続きが必要となります。随時、変更の届出をお願いします。

☎ 障がい福祉課 ☎ 0558-76-8007



あなたも狙われるかも！悪質商法にご用心

## 「IDやパスワードは安易に教えない！」

(文と絵) 司法書士 山田茂樹

インターネットにおけるショッピングなどの支払手段として、携帯電話会社が費用を代わりに支払い、利用者は通話料金と一緒に携帯電話会社に商品代金相当額を支払うという、いわゆるキャリア決済があります。例えば、最近、携帯電話会社を名乗るショートメッセージを消費者に送りつけ、セキュリティ上必要などとしてキャリア決済に必要なIDやパスワードを入力させ、入手したIDなどを使って、当該消費者になりすまし、ショッピングモールで高額商品の支払いに利用するといった事案が発生しています。携帯電話会社の規約では、このようなケースでは、このようなケ...



©Shigeki Yamada  
IDやパスワードの入力は慎重に！

### 【消費生活相談】

時間(共通)  
9:00~16:00  
(12:00~13:00は除く)

伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎  
相談日:毎週月・水・金曜日  
(年末年始・祝日は除く)  
☎ 伊豆の国市消費生活センター  
055-948-2901

伊豆市役所(伊豆市小立野)  
相談日:毎週火~木曜日(年末年始・祝日は除く)  
☎ 伊豆市消費生活センター  
0558-72-9858